

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程（平成17年3月31日病院局規程第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「4,000,000円」の次に「（修繕費中1,000,000円以下のものを除く。）」を加え、「（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）」の次に「（予算科目が修繕費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。